

男女共同参画の 視 点

意識から行動へ

～男女(ひと)が響き合うまち成田をめざして～

男性も女性も人権が尊重され、その個性と能力が十分発揮できる社会の実現を目指して、市では「第2次成田市男女共同参画計画」を策定し、各施策に取り組んでいます。

今回は、「基本目標1・男女の人権の尊重」の主要課題とその施策について紹介します。

○主要課題1 「男女共同参画に向けた意識づくり」

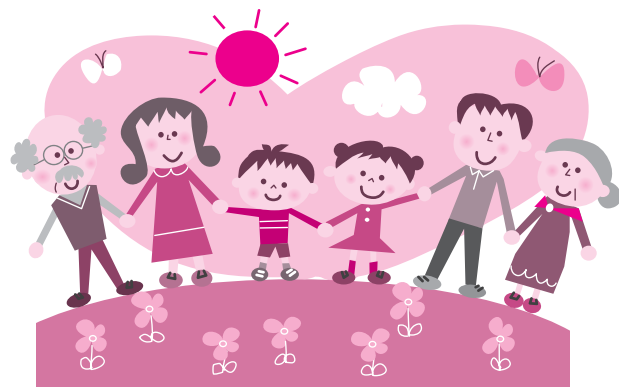
男女共同参画の視点に立った各種講座や教室の開催、市の広報紙・情報紙を通じた情報提供や意識啓発を推進します。

○主要課題2 「一人ひとりを大切に教育・学習の推進」

家庭や地域社会での固定的な役割分担を見直すための教育や学習の機会を提供し、学校教育などにおける男女平等教育や国際理解・国際交流を推進します。

○主要課題3 「あらゆる暴力の根絶」

駅前番所・移動えきばんの運用や自主防犯活動の推進などにより、あらゆる人権侵害や暴力の発生を防ぐ環境の整備を



図ります。また、女性のための相談(DV含む)などの各種相談業務の充実に努めるとともに、被害女性支援のための連携体制の整備を図ります。

※男女共同参画に関する意識調査報告書、第2次男女共同参画計画は、各公民館、企画政策課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/kikaku/index0003.html>)で見ることができます。くわしくは企画政策課(☎20-1500)へ。

消費生活相談

Q&A

貴金属などの訪問買い取りに規制

Q 貴金属を買い取るという業者が突然自宅を訪れ、断っても「査定だけ」などと言ってなかなか帰ってくれませんでした。今後はどのように対応したらいいのでしょうか。

A 突然、業者が自宅を訪問し、貴金属などを強引に安く買い取る、いわゆる「押し買い」などの訪問購入に関するトラブルが、女性や高齢者を中心に多くなっています。これを受けて、特定商取引法が一部改正となり、新たに訪問購入の規制が盛り込まれ、平成25年2月に施行されました。

この改正では、消費者が依頼していないのに飛び込みで勧誘したり、査定のための依頼にもかかわらず買い取りの勧誘をしたりすることは禁止されました。

また、契約の際は、事業者の連絡先、物品の種類・特徴・価格、クーリングオフ制度について書かれた書面が交付されます。さらに、契約書面を受け取った日を含めて8日以内は、



物品の引き渡しを拒むこともでき、クーリングオフ(期間中の無条件での契約の解除)も可能です。

もし勧誘を受けた場合は、次の点に注意しましょう。

- 事業者名や勧誘の目的を確認しましょう
- 買い取ってもらう意思がないなら、業者を家に入れず、きっぱり断りましょう
- 買い取ってもらうか迷っているときは、物品を引き渡さず、手元に置いて考えましょう
- 居座られたり脅されたりしたときは、警察を呼びましょう

原則として全ての物品が規制の対象となりますが、自動車、家具、書籍、CD・DVD・ゲームソフト、有価証券、冷蔵庫やテレビなどの一部の家電は対象外となっています。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。